# 生駒市生涯学習施設(やまびこホール) 指定管理者候補者選定報告書

# 令和2年11月10日

生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定に係る 生駒市プロポーザル審査委員会

#### 1 経緯

本市の生涯学習施設のうち、やまびこホールについて、現在の指定管理者の指定管理期間が令和2年度に終了することから、令和3年度から新たに1年間、引き続き地方自治法に基づく指定管理者による管理運営を行うこととし、外部有識者を含む「生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」を令和2年8月7日に設置した。

その後、令和2年9月28日から同年10月2日までの受付期間を設け、申請者から提出された申請書類について、審査委員会として指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

なお、今回の指定管理者候補者の選定に際しては、本市のファシリティマネジメント(公共施設の適正配置)における方針を踏まえ指定管理期間を1年間としたため、平成18年度から現在まで適正な管理運営を実施していると認められる現行の指定管理者であるやまびこホール管理組合を指名して行った。

### 2 指定管理者候補者に選定した者

(名 称) やまびこホール管理組合

(所在地) 生駒市藤尾町300番地

(代表者) 組合長 奥川 佳則

#### 3 申請の状況

- (1) 申請者 1団体(生駒市内1団体)
- (2) 提案内容等の概要
  - ・施設の開設当時から五ケ大字(西畑町、藤尾町、小倉寺町、大門町、鬼取町)の地域住民に密着した施設であり、引き続き地域の事情に精通している自治会員自身が施設管理者としてサービス提供を行う。
  - ・五ケ大字の自治会で組織した団体で、役員は各自治会長が輪番により就任、管理業務は各自治 会の会員があらかじめ定めた役割分担に基づき業務を分担して行う。
  - ・自治会等を通じて地域住民に施設をPRするとともに積極的な施設の活用を促す。
  - ・老人会や子ども会などと地域での多世代交流の行事を共に企画するなど、新たな活動が生み出されるよう努める。
  - ・清掃、草刈、葉刈、グラウンドの整備などの業務についても、今後も引き続き地元自治会員の協力 を得て実施することで経費節減を図る。

# 4 選定方法等

「やまびこホール指定管理者選定要項」に定める選定基準に基づき、申請者に審査を実施した上で、 総合的な評価により選定を行った。

- (1) 選定の手順
  - ① 申請書類の確認 事務局

選定要項に示した申請に必要な提出書類がすべて揃っていることを確認し、書類不備が確認された場合において、指示する期間内に補正等がなされない時は失格とする。

② 申請資格等の確認

#### ア 申請資格

申請時点において、募集要項に示した申請資格を有しない者は失格とする。

#### (申請資格)

- ① 申請書類提出時において、入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てが行われているものでないこと。
- ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)
  - ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者 の統制下にある法人その他の団体
  - エ アからウまでに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持 運営に協力し、又は関与することをいう。)を行う法人その他の団体
  - オ 役員等(法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
  - カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知り ながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。)を継続的に有してい る法人その他の団体。
- ⑥ 生駒市政治倫理条例(平成20年6月条例第25号)第16条に規定する法人等でないこと。

#### イ 指定管理料の超過

募集要項に示した指定管理料を超える提案がなされた場合は失格とする。

# (2) 審査 審査委員会

申請者が申請の要件を満たしていることを確認したうえで、書面(提出書類)による審査を行う。なお、書面審査に先立ち、事務局が申請者に対しヒアリング審査を行う。

# ① 評価項目及び配点

選定要項に示した以下の「選定基準」によるものとする。

評価項目			配点 [100点]
(1)	管理運営方針	施設の設置目的を踏まえ、利用者へのサービス提供、施設の管理運営の考え方が妥当なものであること。	20
(2)	管理運営の安定性	施設の管理運営に必要な人員体制や安全 管理、危機管理への対応能力を有するもの であること。	20
(3)	管理運営方法	利用者の視点に立った運営や施設の効用を 最大限に発揮させるものであること。	30
(4)	収支計画	施設の管理業務に係る経費の節減を図るも のであること。	30

#### ② 各委員による評価

審査委員会の各委員は、「選定基準」に掲げる評価項目ごとに、審査基準に定める評価の視点に基づき、評価を行うものとする。

#### (3) 指定管理者候補者の選定

内容が適正であるか否かの判断を客観性・妥当性の確保に留意した上で、一定の水準以上 か否かを判定し、指定管理者候補者として選定する。

- (4) 審査委員会の会議の公開等
  - ① 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を 審査するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や応募団体の技術、信用情報に 関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員 名と併せて原則として非公開とする。

# ② 審査の結果及び経緯

審査結果、得点(評価項目ごとの得点及び合計得点。)、選定理由及び審査の経緯(会議での主な意見、講評等)は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

#### 5 選定までの経緯

- (1) 選定要項等の配布 令和2年9月1日(火)
- (2) 申請締切日 令和2年10月2日(金)
- (3) 審査委員会の開催
  - 第1回 令和2年8月7日(水)
    - ・やまびこホール指定管理者選定要項及び仕様書、審査評価基準等についての審議
    - ・選定に際して、現行指定管理者である「やまびこホール管理組合」を指名して行うことを決定
  - 第2回 令和2年10月28日(水)
    - ·審查(書面審查)
    - ・指定管理者候補者を選定

#### 6 選定の結果

(1) 形式的要件等の確認

申請者について、選定要項に定める申請資格を具備し、申請書類の不備や指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 審査の結果

審査委員会による審査結果は、次表のとおりである。

申請者の指定管理者としての適格性を判断した結果、やまびこホール管理組合を指定管理者候補者として選定することとした。

- (3) 選定理由
  - ・現在の指定期間における実績を有し、利用者のニーズに応じた安定した施設管理運営を行っていること。
  - ・地元自治会で組織する団体であり、地域の実情に精通し、主な利用者である地域住民と顔の 見える関係を築いている自治会員自身がサービス提供を行うことで、引き続き利用者のニーズ に沿ったきめ細やかなサービスが期待できること。
  - ・施設敷地も含めた管理業務も地元自治会員の協力を得て行うことで、管理経費の縮減も図られていること。

以上の点から、本施設の安定的な管理運営を見込める点を評価し、やまびこホール管理組合を指定管理者候補者に選定したものである。

やまびこホール 審査結果				
審査評価基準	得点			
評価項目	配点 (1名)	配点 (委員5名 合計)	やまびこホール 管理組合	
1 管理運営方針	20	100	65	
市民サービスの向上の観点から管理運営やサービス提供にあたっての 理念や基本的な方針について	20	100	65	
2 管理運営の安定性	20	100	65	
(1) 必要な組織・人員配置・業務分担及び人員の確保について	10	50	35	
(2) 安全管理及び危機管理について	10	50	30	
3 管理運営方法	30	150	97.5	
利用率の向上や利用者の要望や意見への対応方法について	30	150	97.5	
4 収支計画	30	150	90	
収支計画および経費節減のための方策	30	150	90	
合計	100	500	317.5	